様式第７号（第18第２項）

業　務　等　質　問　回　答　書

発注機関名	観光スポーツ部観光誘客課	公　告　日	令和８年　10月　23日
業　務　名 業務箇所名	映像作品活用プロモーション事業委託業務 長野県観光スポーツ部観光誘客課		
質問内容	別紙のとおり		

回答日：令和８年11月16日

回　答	別紙のとおり

（別紙）

映像作品活用プロモーション事業委託業務
業務等質問回答書

回答日：令和８年11月16日

質問	回答
実施公告1(4)及び5で参照されている別添「企画書の構成等について」が、公告ページの掲載資料（実施公告、仕様書（案）、契約書（案）、関係様式一式）に見当たりません。入手方法をご教示ください。提案書の作成期間の都合上、回答日を待たずにご提供いただけますと幸いです。あわせて、企画書のページ数上限、提出部数及び提出形式（紙・電子データ）をご教示ください。	11月11日付でホームページに掲載及び参加資格者にメールにて通知いたしました。
「巡るスワン」の放送開始日及び県内ロケ地について、①企画書に記載してよい情報の範囲、②受託後、特設ページの納品期限（令和9年3月12日）までに提供いただける情報の範囲と時期をご教示ください。	①NHK公表されている情報は記載していただいて構いません。 ②県が受領・共有可能な情報については、NHK及び関係権利者との調整状況を踏まえ、順次提供します。提供時期及び内容については現時点では未定ですが、特設ページ公開予定時期である令和９年３月下旬までに必要な範囲で提供することを想定しています。
仕様書8(3)(4)について、①NHKその他の権利者への許諾申請の窓口を県と受託者のどちらが担うか、②使用料が発生する場合、参考見積に含めるのか別途協議とするのか、③オリジナルロゴマーク及びキャッチフレーズに作品名を含めることの可否が現時点で判明しているか、をご教示ください。	①権利処理及び必要な許諾手続きは受託者が実施することを基本とし、NHKその他の権利者と受託者がやり取りを行う際は状況を県に都度共有・報告していただきます。なお、県からの調整支援が必要な場合は協議の上対応します。 ②参考見積に含めます。 ③作品名をそのまま含めることは不可です。
契約書（案）第9条について、①第2項の履行高予定額の定め方、②令和8年度末に検査・引渡し・支払の対象となる業務の範囲に指定があるか、提案に委ねられるかをご教示ください。	①業務の仕様書（案）５成果物の提出 ア成果物から①宣伝物の制作を令和8年度、②宣伝施策の実施を令和9年度としてお定めください。 ②上記と同様に①宣伝物の制作が令和8年度末の支払い対象となる業務となります。
仕様書4(5)の「開始時期はドラマの開始に合わせる」について、放送開始日より前の掲出を含む提案が可能かをご教示ください。また、4(4)のWeb広告等にも掲出時期の指定があるかをご教示ください。	デジタルサイネージ広告については、仕様書のとおり開始時期をドラマ開始に合わせてください。WEB広告等も同様です。
別紙2の3(6)について、①提案段階で株式会社サングラフィカ様へ技術条件及び費用を直接照会してよいか、②設置方式（サブディレクトリ、CMS等）で確定している条件の有無、③既存サイトの共通テンプレート（ヘッダー・フッター等）への準拠の要否及びデザインの自由度をご教示ください。	①提案作成に必要な範囲において、株式会社サングラフィカへの技術的確認及び照会は可能です。 ②信州フィルムコミッションネットワークサイト内への設置を条件としますが、詳細な実装方式は保守管理業者との協議によります。 ③既存サイトとの整合性に配慮してください。ただし、「巡るスワン」を想起させるデザインを求めているため、一定のデザイン提案の自由度があります。
仕様書6(5)について、県内市町村及び観光事業者への提供を想定する成果物の範囲、利用期間及び利用地域をご教示ください。	県内市町村、観光協会、DMO、観光事業者等による宣伝物の利用を想定しています。利用期間及び利用地域については、県及び関係機関が継続的に観光振興目的で活用できる期間及び地域となり、具体的には定めてはおりません。
契約書（案）第5条について、納付・免除のいずれを想定しているか、免除の場合の要件をご教示ください。	長野県財務規則に基づき判断します。財務規則第142条において、契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上と規定されております。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付しないことができます。 （１）　契約人が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 （２）　契約人から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の３第２号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。 （３）　契約人が過去２年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたつて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。 （４）　契約人が法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。 （５）　契約人が第144条の規定による契約保証人を立てたとき。 （６）　物品を売り払う契約を締結する場合において、契約人が売払代金を即納するとき。 （７）　契約金が100万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき。 （８）　国若しくは公社、公団、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体若しくは公共団体と契約するとき。 （９）　その性質上契約保証金を納付させることが適当でない契約を締結する場合において、契約人が当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
実施公告1(7)の費用の上限額には、Web広告・SNS広告・デジタルサイネージの媒体費（掲出費）及び別紙2の3(6)に定める保守管理業者への支出が含まれるとの理解でよいか、ご教示ください。	ご認識のとおりです。
実施公告1(6)及び契約書（案）の履行期間の終期「令和10年３月31日（水）」について、令和10年3月31日は金曜日にあたります。正しい終期をご教示ください。	ご指摘のとおり「令和10年３月31日(金)」です。 申し訳ありませんでした。
仕様書3(3)及び別紙2(2)の県内で撮影された映像作品及びロケ地の紹介について、対象作品は県から候補を提示いただけるのか、受託者の提案に委ねられるのかをご教示ください。	県内で撮影された映像作品については、受託者からの提案を基本としていますが、県から候補作品を追加提案することもあります。
仕様書4(4)のSNSプロモーションについて、県の既存公式アカウントを活用する想定か、新規アカウントの開設を含む提案も可能かをご教示ください。	県の既存SNSアカウントの運用及び新規アカウントの開設は想定しておりません。本業務では、特設ページへの誘導を目的としたWEB広告等のデジタルプロモーションを想定しており、SNSアカウントの運営を伴う情報発信は想定しておりません。
プレゼンテーションの所要時間、出席可能人数、使用可能な機材（プロジェクター等）及び機材持込みの可否をご教示ください。	追ってご連絡いたします。
本業務で構築する特設ページ及び開設するアカウント等について、契約期間終了後も県において公開・運用を継続する想定か、終了する想定かをご教示ください。	契約期間終了後も信州フィルムコミッションネットワーク事務局にて公開・運用を継続する想定です。
仕様書4(1)～(5)に明示のない施策を、費用の上限額の範囲内で提案することは可能か、また評価の対象となるかをご教示ください。	仕様書４（１）～（５）に記載された内容に加え、本業務の目的達成に資する施策については、上限額の範囲内で自由に提案していただいて構いません。 また、その内容についても企画提案評価の対象となります。
市町村、観光協会・DMO、地域事業者等の協力を要する施策を提案する場合、関係機関への協力依頼・調整は県と受託者のどちらが担うかをご教示ください。	施策実施に必要な市町村、観光協会、DMO、観光事業者等との実務的な調整は受託者が実施することを基本とします。ただし、県としての協力依頼が必要な場合や広域調整が必要な場合は、県も必要な支援を行います。